

仕 様 書

件 名	プロパンガス	作成部隊	習志野駐屯地業務隊
		仕様書番号	6
		作成年月日	令和5年1月24日

1 適用範囲
この仕様書は、習志野駐屯地及び演習場で使用するプロパンガスの仕様について適用する。

2 供給場所

- a) 千葉県船橋市薬円台3-20-1 陸上自衛隊習志野駐屯地内 (別紙第1)
- b) 千葉県船橋市陸上自衛隊演習場 (別紙第2)

3 供給期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 使用予定数

使用予定数は、次による。

- a) 使用予定数は、5,391m³とする。
- b) 令和5年度プロパンガス月別使用数は別紙第3による。
- c) 使用実績は、表1による。

表1-使用実績

使用実績				
年 度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間使用量 ^{a)}	5,335	5,263	5,850	5391(見積)
月平均 ^{a)}	444	438	487	449

注^{a)} 単位は (m³)

5 設置場所一覧

ガスメーター設置場所一覧は、別紙第4による。

6 検針方法

- a) 検針は、毎月、月末を基準とする。
- b) 毎月、月末に検針し、各メーター毎の数字が確認できる検針表及び明細表を毎月8日基準で提出するものとする。
- c) 検針は、各メーター機毎に出し、前月からの起算がわかるようにする。
- d) 検針については、習志野駐屯地業務隊補給班の担当者が同行するものとする。

7 その他の指示

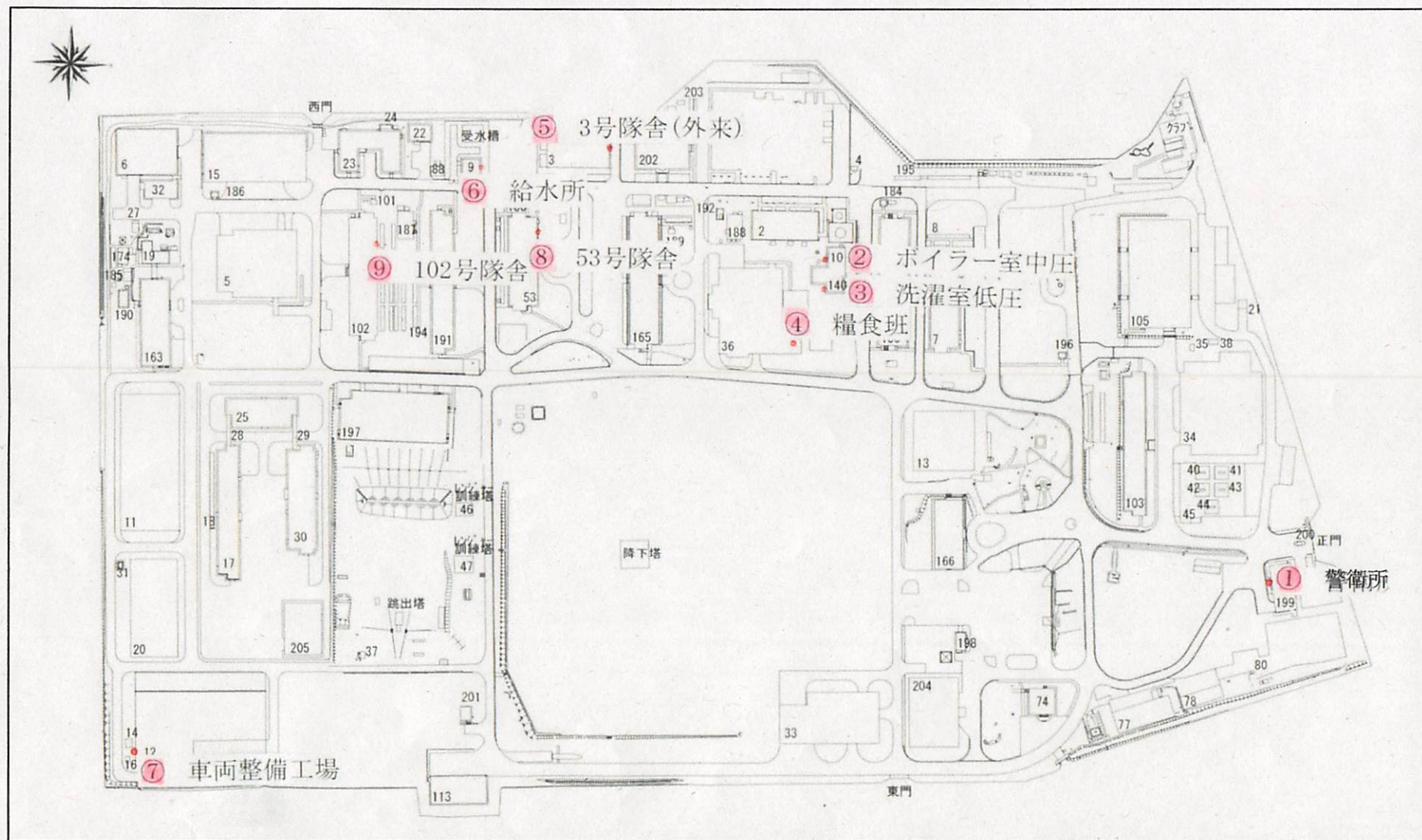
7.1 保全

- a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動(入門手続、火気取扱い、作業用通路など)は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。

7.2 その他

- a) 供給設備(メーター・調整機・ボンベ等)の維持管理は、契約の相手方の負担とする。
- b) 契約の相手方が変更される場合は、新契約者は、ボンベ及び供給設備を、現契約の相手方より残存簿価で買い受けるか又は新規に設置するものとする。
供給設備の買受金額は、現契約の相手方の残存計算法とする。
- c) 供給切替作業は、現契約の相手方と新契約の相手方との立ち会いにより、4月1日に切替作業を実施するものとする。

習志野駐屯地プロパンガス設置場所



習志野演習場プロパンガス設置場所



習志野駐屯地・演習場略図

